

議案第 25 号

令和 4 年度狭山市水道事業会計予算

予算別冊のとおり

令和 4 年 2 月 22 日提出

狭山市長 小谷野 剛

# 令和4年度狭山市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度狭山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	70,100戸
(2) 年間総給水量	17,000,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	46,575 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
① 浄配水施設更新事業	287,023千円
② 老朽管更新事業	496,017千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		3,159,448千円
第1項 営業収益		2,778,364千円
第2項 営業外収益		381,083千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 水道事業費用	2,948,126千円	
第1項 営業費用	2,862,046千円	
第2項 営業外費用	83,717千円	
第3項 特別損失	1,363千円	
第4項 予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額953,476千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額73,028千円、過年度分損益勘定留保資金633,166千円及び減債積立金247,282千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		440,324千円
第1項 企業債		350,000千円
第2項 負担金		11,050千円
第3項 工事寄附金		38,743千円
第4項 水道利用加入金		37,843千円
第5項 設計管理料		2,687千円
第6項 固定資産売却代金		1千円

支 出

第1款 資本的支出	1, 393, 800千円
第1項 建設改良費	1, 146, 518千円
第2項 企業債償還金 (企業債)	247, 282千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設改良事業費	千円 350, 000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
計	350, 000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費268, 707千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの負担金)

第9条 水道施設の建設等のため他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、18, 230千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、48, 684千円と定める。